

日本基督教団 総会議長 石橋秀雄 殿
常 議 員 会 御 中
諸 教 区 総 会 議 長 殿

北村慈郎教師免職処分の不当を訴え、免職処分の無効を主張する声明

2017年5月4日

第62回大阪教区定期総会

北村慈郎教師に対する戒規申し立ての受理、調査の仕方、処分の決定について、以下の重大な疑義があり、不当であると思われるので、免職処分の無効の確認を求める。

① 第36回(合同後第21回)教団総会で可決された第44号議案を無視した教師委員会

教師委員会が、北村教師に対する戒規申し立てを受理したことは、第36回(合同後第21回)教団総会において可決された第44号議案の精神に反するものである。第44号議案とは、教団総会議長が、北村教師に対して行った戒規申し立てを、無効であると決議したものだ。この総会の決議は、第36総期常議員会はもちろんのこと、教師委員会においてもこれを尊重しなければならないことは明らかである。教師委員会は、教団総会のこの決定を軽んじた。

② 申し立て範囲を逸脱した申し立て書を受理した教師委員会

そして、この第44号議案は提案理由の一つに『教憲教規に関する先例集』96.に示された申し立てをできる範囲を逸脱していることをあげている。それなのに、今回教師委員会は、『先例集』96.を全く無視して、申し立て書を受理してしまった。96.によれば、教会担任教師に対する戒規適用の提訴ができるのは、教会の役員会と教区の常置委員会だけであり、役員会は常置委員会を通じて提訴することになっている。これは、教師をみだりに提訴することに歯止めをかけたものである。それなのに、今回教師委員会は、『先例集』96.を全く無視して、「戒規適用に関する内規」をあらため、一人でも戒規の申し立てを受けようにかえ、準備していたかのように、戒規申し立て人による申し立て書を受理した。教師委員会は、『教憲教規の解釈に関する先例集』96.を全く無視した。

③ 代表者以外の申立人の名前を隠蔽(隠蔽もしくは情報公開拒否)

申立人は7名のうち小林貞夫氏1名の名前しか明らかになっていない。すべて信徒であるということだが、名前が伏せられている。陰で何があったか不明である。これは今後、同様の事態が同じように起こされるかもしれないことを意味する。

④ 申し立て書の内容を隠蔽(隠蔽もしくは情報公開拒否)

申し立て書が教師委員会で受理されたのは、2009年9月16日であるが、提訴された北村教師がその事実を知ったのは、10月19日の教団常議員会の場であった。それまで北村教師は提訴されたことも知らされていなかった。申し立て書の内容は、免職処分後も知らされていない。そのため北村教師は、上告理由書を書くにも困った。いつ誰に、何を提訴されていたのか知らない内に、事は進んでいたのである。

⑤ 一度も面談すら行わずに免職処分に

教師委員会は、提訴した申し立て人の小林氏とは面談したが、北村教師とは一度も面談していない。それは、北村教師が三度も断ったからだ、教師委員会は言っている。しかし、北村教師は、面談そのものを拒否したわけではない。信仰職制委員会の答申を待っていたのである。答申を受け取った後に、面談に応じるかどうかの判断をするので待ってほしいと教師委員会に三度も手紙を出しているのである。それを教師委員会は認めず、三度も面談を求めたのに応じなかったということで、書類だけで審査して、免職処分にした。どんな理由があるにしても、これでは「欠席裁判」であると言わざるを得ない。

このことは、審判委員会でも同様のことが繰り返された。審判委員会は一度も、北村慈郎教師と面談しなかった。

⑥ 2名が強硬な進め方に抗議し辞任した教師委員会

教師委員会委員の中にも、教師委員会の進め方に抗議して、7名中2名が「免職」決定の前に辞任している。重大な決定を5名で決したことも、この委員会決議に重大な疑念を抱かせる。

⑦ いきなり、「免職」処分したことの問題性

戒規には、戒告、停職、免職、除名の4つがあるが、戒告、停職を飛ばして一挙に免職処分を決定したことに問題を感じる。教団の秩序を乱し教憲第1条に違反したため「免職」に値するとされているが、前記と同じ第36回教団総会で北村教師は常議員に再選されている。もし、北村教師が教団全体の秩序を乱しているのなら、北村教師が常議員に再選されたであろうか。教団総会は、北村教師を信任したのである。果たして、教憲第1条がここで持ち出されるべきか、大いに疑問である。また、免職された者には、教団年金も出されない。そのことを承知での教師委員会の決定である。ここには「懲罰」で事を決しようという、福音とは相容れない精神がある。